太田市告示第９８号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき令和８年７月２２日から次の市道路線の供用を廃止する。

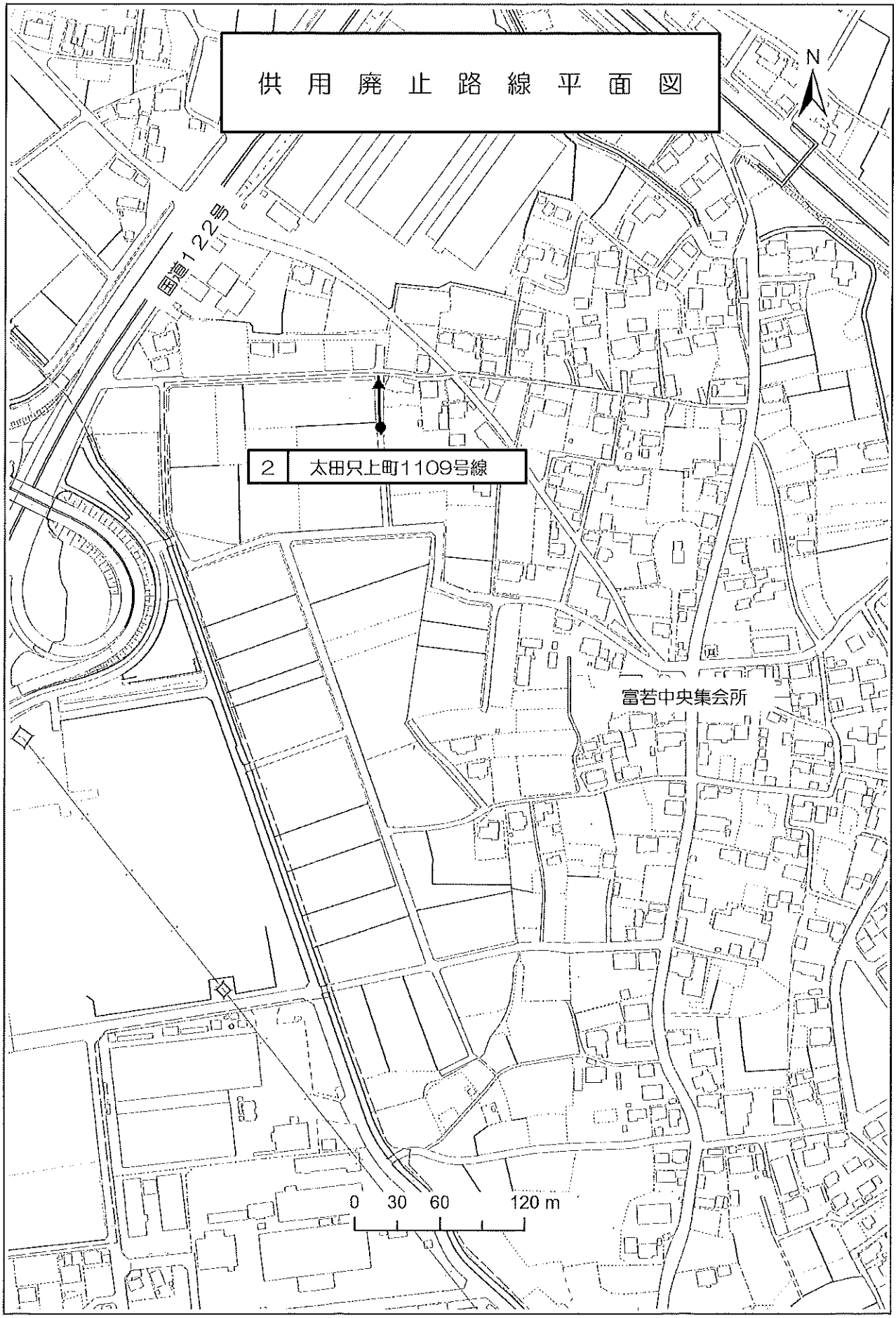
その関係図面は、告示の日から１月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和８年７月２２日

太田市長　　穂積昌信

供用廃止路線

番号	整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地	延長(m)	幅員(m)	備考
1	13-217	太田由良北之庄217号線	太田市 由良町1608番7 地先 太田市 由良町1613番1 地先	なし	191.8	2.5～6.0	廃止・再認定
2	16-1109	太田只上町1109号線	太田市 只上町762番 地先 太田市 只上町763番 地先	なし	40.7	4.8～6.5	廃止・再認定
3	16-1301	太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番 地先 太田市 東金井町992番 地先	なし	97.0	6.9～13.3	廃止・再認定
4	16-1302	太田東金井町1302号線	太田市 東金井町1411番 地先 太田市 東金井町1402番 地先	なし	276.0	3.5～6.0	廃止・再認定


供用廃止路線平面図
N
国道122号
2
太田只上町1109号線
富若中央集会所
0
30
60
120 m